

【エネテクトリーム2 1】（その2 0）

中国における「九州」の語源と、日本における「九州」の用例 （覚書）

与志耶劫紀

第1部：中国における「九州」の語源

【禹貢】（地理書）における「九州」の使用

I）「九州」の語源は、「書経」の1編である地理書で中国の歴史地理に大きな影響を与えた【禹貢】（うこう）の用例が最初とされている。

「夏」の始祖とされる「禹」が、洪水を治め、河川の流路を整備し、全国を「九州」に分け、それぞれの地方の産物を水路によって「国都冀州に貢納させた故事」によっている。

II）「九州」とは、「冀州」、「兗州」、「青州」、「徐州」、「揚州」、「荊州」、「豫州」、「梁州」、「雍州」を指すとされている。（漢代において若干の変更あり。）それぞれの州域は【禹貢九州水土之図】（地図）として示されている。

【漢代以降における「中国全土の雅称」としての使用】

その後、「九州」という言葉は「中国の具体的な9つの州」ではなく、【中国全土の雅称】として使用され続けた。即ち、「中国の天子が統治する無窮の領域」を『九州』と称したのである。

【九州倭国における「倭国の支配領域に対する雅称『九州』の確立】

I）九州倭国王朝は、歴史時代に入っては「後漢の時代」から中国王朝との交流が記録されており、「倭国のおおきみ」は「後漢の光武帝」から「漢委奴国王」の印綬を受けられ、国璽として使用した。続いて、「漢王朝」が倒れて「三国時代」になると、「魏国」に使者を送り改めて「親魏倭王」の金印紫綬を受けて国璽として使用した。

- Ⅱ) 従って、「倭国の使者」は当然「国書を持参した」と思われるところ、この時代から既に「倭国は漢字の知識を有し、漢字を使いこなして外交文書（国書）を作成する能力」を備えていたと解される。
- Ⅲ) 倭国では、中国王朝との交流を通じて「中国の歴史文書」も広く導入され、「中国における『九州』の語源と用例」についても習得し、「倭国と言う国家意識」の見地から「中国王朝に倣って、倭国の支配する領域」を『九州』と雅称する用例」が確立し、「広く普及させていた」と考えられる。

第2部：日本の公式文書における「九州」の用例

【保元新制】（1156年11月）における「九州」の使用

- I) 「日本国・大和朝廷」における公式文書としては、「保元の乱」直後に出された【保元新制】（後白河天皇により保元元年閏9月18日（1156年11月2日）に出された【宣旨7か条】のこと）の「第1条」の冒頭において、
- 「九州之地者一人之有也、王命之外、何施私威」（「九州」は一人の所有である。王命以外に誰が私的な威光を示すことが許されるであろうか）と述べて「王道思想」を前面に掲げている。
- Ⅱ) ここで「九州之地」とは「日本国土全体の地」を指しており、「一人」とは「治天の君」（天皇）の意味である。
- 「中国において『九州』は「中国全土の雅称」として用いられていること」は、「九州倭国の歴史を受け継いだ日本国・大和朝廷」においても当然「共通の基本知識事項となっていた」であろうと思われるところ、我が国でも『九州』とは「日本の国土全体を指す雅称」と解釈されていたことを示している。
- Ⅲ) 従って、「九州大学」は、明治政府による「福岡市における帝国大学設置」（明治44年1月設置）に当たり、「他のどの大学よりも『格式の

高い名称』を与えられた帝国大学」と言うことになる。名前負けをしないよう関係者の奮励努力が求められている。

【出典】「ウィキペディア」等による。

第3部：「太宰府」は「九州倭国の首都官衙」の名称であり、「大宰府」は奈良時代における地方行政機関の名称である

- I) 「大宰府」(だいさいふ) (「だざいふ」ではない。) は、7世紀後半に、九州の筑前の国に設された地方行政機関の名称であり、和名は「おほみこもちのつかさ」とされる。おもに8世紀の大和朝廷内で作られた史書において用いられている。
- II) 「太宰府」(だざいふ) は、「九州倭国の首都官衙」の名称であり、「天子」を自称した倭国の王が中国王朝から冊封を受けた際の官職が「都督」(太宰)であったことから、その支配領域を統治するための官衙を「都督府」即ち「太宰府」と称したことに起因している。
現在でも、地元においては史跡を「都督府楼跡」(石碑文) (「都府楼跡」とも略称している) と呼称している。
- III) 別の言い方をすれば、「太宰」の本来の意味は「宰相」(総理大臣)であり、「太宰府」とは「太宰が政治を行うところ」即ち「首都」という意味を示している。現在でも「太宰府」には「紫宸殿」「内裏」「朱雀門」と言った地名字(あざ)が遺存し、発掘調査により「太宰府」には『唐の長安』を模した条坊制の区画を模した「天子の居所」があったことを伺わせることが明らかになっている。 【出典】「ウィキペディア」等による。

第4部「九州倭国」の首都「太宰府」は、大和朝廷では「筑紫の宮」と呼ばれていた

- I) 「隋書」巻81東夷伝「倭国」(倭国)編では、地理風俗のくだりにおいて、「阿蘇山がある。その石が突如噴火により天に高く上がろうとすると

き、習わしとしては異変とし、祈祷の祭りを行う。」との記述があり、「倭国は阿蘇山を擁する地域にあること」は疑いがない。

Ⅱ) 「新唐書」では「倭国伝」が無くなり、「日本伝」のみに整理されているが、その記述するところは、次のとおり。

「日本は古の倭奴国（いどこく）である。都長安から1万4千里、新羅の東南にあたり、海中にある島国である。」

「国王の姓は阿海（あめ）氏、彼が自ら言うには、初代の国王は「天御中主（あめのみなかぬし）」と号し、「彦泚（ひこなぎさ）」に至るまですべて三十二代、いずれも「尊（みこと）」と呼ばれ、「筑紫城（ちくしじょう）」に住んでいた。「彦泚（ひこなぎさ）」の子の「神武」が立ち、改めて「天皇」と呼ぶようになり、都を大和州に遷した。」

Ⅲ) 「宋書」巻491「外国伝」の「日本国」編において、「雍熙元年（984年）日本国の僧「ちょう然（ちょうねん）」（東大寺）、その徒五六人と海に浮かんで至り、銅器十餘事並びに本国「職員令」及び「王年代紀」各1巻を献ず。」

「其の『年代記』に記す所に云う。初めの主は「天御中主」と号す。～～次は「彦泚尊（ひこなぎさのみこと）」。凡そ二十三世、並びに「筑紫の日向宮」に都す。「彦泚（ひこなぎさ）」の第4子を「神武天皇」と号す。「筑紫の宮」より入りて「大和州橿原宮」に居す。」

【考察1】「古事記」「日本書紀」における「九州島」の呼称は『筑紫島』（つくのしま）である

I) 日本最初の歴史書「古事記」（和銅5年（712年）献上）では、日本を「大八島の国」と呼び、「八つの島」を総称している。現在の「九州本土」は『筑紫島』（つくのしま）と呼称表記されており、「壱岐」及び「対馬」は独立した島として別記されている。

- Ⅱ) 「日本書紀」(養老元年(720年)完成)では、「日本」を「大八州国」(おおやしまのくに)、「九州」を「筑紫島」(つくしのしま)と表記している。

【考察2】「令制国」の広域行政区画としての「西海道」の範囲と「九州」

- I) 大宝元年(701年)の制定された「大宝律令」による「国土の地理的区分の単位」である「令制国」では、広域行政区画として「5畿七道」が定められ、所謂「九州地方」は「西海道」とされ、「大宰府」が統括した。
- Ⅱ) 「西海道」には、当初「筑前」「筑後」「豊前」「豊後」「肥前」「肥後」「日向」の7国と、「壱岐国」「対馬国」の2島嶼国の「7国・2島嶼国」であったが、天長元年(824年)以降は「薩摩」「大隅」を加えて「9国・2島嶼国」となった。「壱岐国」及び「対馬国」は、古代からの歴史が古く「国」として扱われており、「9国に編入された事」は一度もない。
- Ⅲ) 「西海道」という「広域行政区域が9国から成ること」を根拠として、「九国」(きゅうこく、くこく)と言う呼称はあり得ても、『九州』と呼称する論理は全く成立し得ないと言える。
言い換えれば、「西海道」と言う広域行政区域は、全体が昔の「九州倭国が統治していた地域」に含まれており「九州」と雅称されることが慣例となっていたため、新しい「九国」(きゅうこく、くこく)の呼称は普及しなかったと考えられる。
- Ⅳ) 「九州倭国の時代」から「倭国が征服し支配した地域を『九州』と雅称する慣例」は、日本の歴史が「大和朝廷」に引き継がれた以降も大和朝廷に受け継がれ、「大和朝廷が支配する日本国土全体を『九州』と雅称していた」が、時間の経過に伴い新規の行政区分

の普及等により、中国における本来の『九州』の意義等の歴史的意義と経緯が失われ、「昔、倭国が支配した地域に対する一般的呼称」としての『九州』の使用が歴史的記憶として残っていた」と考えるのが自然である。

【考察3】【保元新制】以降における「九州」の用例

- I) 「九州」という呼称がいつ生まれたかは「正確な時代は不明」とされているが、鎌倉時代の歴史書「吾妻鑑」の「元暦2年（1185年）」の2月3日と2月14日の記事では「源範頼」が「九州を攻めようとしていること」が記載されている。
- II) 16世紀の戦国時代を描いた江戸時代の戦記物「陰徳太平記」（享保2年（1717年出版）の序文には「山陰・山陽・四国・九州」の地名記載があり、このような近世の書物においては、明確に「九州」という名称を見出すことができるとされている。

【出典】「ウィキペディア」等による。

以上

（平成31年2月28日記）